

（制動灯）

**第56条** 制動灯の灯光の色、明るさ等に関し保安基準第39条第2項の告示で定める基準は、別添70「制動灯の技術基準」に定める基準とする。ただし、型式の指定等を行う場合以外の場合にあっては、別添70「制動灯の技術基準」4.1の規定中「適合すること。」とあるのは「適合すること。ただし、当該制動灯の最小光度は次表の配光表の最小光度要件の80%値までとし、最大光度は次表の配光表の最大光度要件の120%値までとする。」と読み替え、法第75条の2第1項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合にあっては、別添70「制動灯の技術基準」の規定中2.7、2.8、3.3、3.4、5.1.1.括弧書、5.3の規定及び同別添別紙1ただし書は適用しないものとし、5.1.1.及び別紙2の2.2の規定中「標準電球又は定格電球」とあるのは「標準電球」と読み替えるものとする。

2 制動灯の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第39条第3項の告示で定める基準は、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車にあっては別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準とし、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車にあっては別添53「二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準とする。ただし、法第75条の2第1項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合に適用する基準は、協定規則第48号第4改訂版補足第3改訂版5.及び6.（6.19.を除く。）の技術的な要件に定める基準とする。